

(仮訳)
3 R イニシアティブ高級事務レベル会合
2006年(平成18年)3月6日~8日 東京
議長サマリー

はじめに

1. 3 R イニシアティブ高級事務レベル会合が日本環境省の主催により、東京において2006年3月6~8日に開催された。20カ国(ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、インド、インドネシア、イタリア、日本、マレーシア、メキシコ、フィリピン、韓国、ロシア、シンガポール、南アフリカ共和国、タイ、英国、米国、ベトナム)と欧州委員会、8つの国際機関及びネットワーク(アラブ連盟、アジア開発銀行(ADB)、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)、経済協力開発機構(OECD)、バーゼル条約事務局(SBC)、国連地域開発センター(UNCRD)、国連環境計画(UNEP)、アジア太平洋環境開発フォーラム(APFED))が参加した。
2. この議長サマリーは交渉されたものではなくコンセンサスを得た文章ではない。サマリー案に対する参加者のコメントを考慮して、議論をとりまとめたものである。

開会セッション

3. 環境省の江田康幸副大臣が開会挨拶し、3 R について具体的な実施に移すことが重要であることや、各国間で3 R の取組を共有することで地球規模での持続可能な開発の達成に資することを述べた。
4. 環境省の岡澤和好参与が全体セッションの議長に選出された。ドイツのヘルゲ・ヴェンデンプルグ氏とブラジルのマルコ・アントニオ・ボルツィノ氏が「各国での3 R の実施」を議論する第1分科会の共同議長を務めた。米国のジェミー・エストラダ氏とタイのアディサク・ソンカイクムック氏が「3 R の国際的な促進(3 R に関連した物品や物質、製品の国際的な流通)」を議論する第2分科会の共同議長を務めた。

総括セッション

5. 各国の代表が3 R の取組の進展について簡潔な発表を行った。多くの代表が2005年4月の3 R イニシアティブ閣僚会合以降の3 R に関係する新規の法制化や推進のための戦略について報告した。各国際機関の代表は、世界の各地で実施されている3 R 推進のためのプロジェクトや計画について報

告した。各代表の発表は別添に要約されている。

6. 3 R について、国レベル、地域レベル、地球レベルで協力していくことの重要性が強調された。二国間、多国間、複数の地域間、南北、南南での協力の効果について留意された。加えて、産業界や NGO との協力や連携が 3 R 実施の成功のために強調された。参加者は実例、政策、技術等の短所・長所に関する情報交換のためのシステム構築の必要性を認識した。

分科会セッションでの議論

7. 3 R イニシアティブをどのように推進するかの議論については、二つの分科会に分かれて行われた。第 1 分科会には 25 人が参加し「各国での 3 R の実施」を議論した。第 2 分科会には、51 人が参加し「3 R の国際的な実施」を議論した。これらの課題に関して、各分科会は共通事項として()国際協力の推進、()関係者間の協力、()科学技術の推進について議論した。分科会の共同議長は以下のサマリーをとりまとめた(第 1 分科会で用いられた図について添付)。

第 1 分科会：共同議長サマリー

各国での 3 R の実施

セッション 1：主要な論点のレビュー

3 R に関する良好事例(グッドプラクティス)の主要な要素のうち、他の国に移転や応用が可能なものとして、(a)廃棄物の発生段階から最終処理の段階までの監視状況をリアルタイムの情報として提供する、韓国で開発された廃棄物の電子マニフェストシステム、(b)リサイクル可能な物品に対する市場メカニズム、(c)一般の認識向上、(d)3 R とリサイクルについての法制化、(e)EPR(拡大生産者責任)の推進、(f)官民のパートナーシップ推進、(g)ウェストピッカーの団体や NGO との連携によるリサイクル料金の向上、(h)情報共有システム、(i)製品設計基準、(j)廃棄物の削減とリサイクルについての明確な目標の設定、(k)未処理の廃棄物を埋立地で処分することを禁じるステップ・バイ・ステップアプローチ、(l)環境上適正な処理を行う能力を有するリサイクル施設の登録スキームが挙げられる。

議論された例に基づき、良好事例の鍵となる要素は以下に示されるとおりである。

- (i) 上流側(製品設計・製造時)及び下流側(廃棄物管理時)を含めた包

括的取組

- (ii) マテリアルリサイクル及びエネルギー回収を進める総合的な取組
- (iii) 3 Rのための効率的 / 最適な費用負担の仕組み
- (iv) 廃棄物の環境上適正な処理の推進 (例: コンポスト)
- (v) 革新的な対策 (廃棄物処理に伴う副産物の利用、例えばバイオガス、クリーン開発メカニズム: CDM)
- (vi) 公共部門と民間部門の連携 (PPP: public-private partnership)
- (vii) 中小企業の参画
- (viii) 商品の提供からサービスの提供へのビジネスモデルの変更
- (ix) 地方分権 / コミュニティベースのアプローチ
- (x) 他の政策目標、例えば雇用の拡大などと3 Rとの連携

提言された政策と行動は次の措置によって進めることができる。

- (i) 規制的な措置
- (ii) 市場メカニズム
- (iii) 市民団体の参加と意識の向上
- (iv) 技術開発と協力

3 Rイニシアティブに関する成功事例について、先に挙げた主要な柱についての議論を継続することが提案された。

セッション2：国際協力の推進

国際協力は様々な面で3 Rを推進するために重要である。バーゼル条約のような多国間の環境に関する合意は、廃棄物の環境上適正な処理を推進する上で有益な枠組みと政策の方向性を提供している。地域での協力はバーゼル条約の適切な運用のために重要であり、現在14の地域センターがある。そのうちのいくつかは、地域での調整の機能を提供している。他の国際的な組織は、キャパシティディベロップメントの推進やパイロットプロジェクトの実施の強化において価値のある支援を提供している。

国際協力は、3 Rの実施を推進する上で直面する課題に対処し解決策を見つける点でも有益である。これに影響を与える要因として、以下のものが挙げられる。() 3 Rを推進する上での基本的な情報としてモニタリングとデータの収集、() 主要な関係者の参画の推進、認識の構築、公衆の参加、他の政策プロセスとの相乗、() 良好事例の論理的かつ一貫した方法による区別、つまり良好事例のいくつかはその複雑さや特徴により容易に移転することは難しい、() 廃棄物や最終処分場に対する災害の影響の低減、これに関して災害への対応における官民での協調したアプローチの必要性がしばしば指摘された。

3 Rに関して準地域 / 地域 / 国際的な協力を活発にしていくために、次の行動が示された。

- (i) 準地域 / 地域 / 国際的な、ハイレベルでの政策対話の推進
- (ii) 国際的に協調した活動、すなわち二国間の援助機関や、バーゼル条約事務局、UNCRD、UNEP、ADB、UNESCAP など国連や他の国際的、地域的な機関による活動の強化
- (iii) OECD のマテリアルフローや資源生産性、持続可能な物質管理に関する研究の支援、
- (iv) 3 Rに関する地域及び国際ネットワークの確立（例；知見及び技術、基本的情報、インターネットベースでの知識移転。例えば ADB/UNEP の情報拠点（Knowledge Hub）、研修のワークショップ）
- (v) 国際機関の地域センターや地域レベルの組織は、準地域 / 地域の協力を推進しうる（例；バーゼル条約の地域センター）
- (vi) 国内及び国際的な官民のパートナーシップ（PPP） - マルチステークホルダー対話フォーラムを支援
- (vii) 上流（デザイン、製造）及び下流（廃棄物管理）を含めた取組
- (viii) 成功例や良好事例の適用に当たって、多様な社会経済条件を考慮し、慎重な対応が必要
- (ix) “ 持続可能な生産と消費パターン ” における作業の進捗を考慮
- (x) 自然災害リスクを考慮した廃棄物管理

セッション 3：関係者間の協力

国レベルでの 3 R の実施を促進する上でのマルチステークホルダーの協力について議論された。これについて次のような観点を含め、多くの制約要因や困難が明らかにされた。

技術移転は、移転される側の国の地域的状况を考慮し、これに見合うようカスタマイズされ、また現地化される必要がある。そのためには、現地でのデモンストレーションやパイロットプロジェクトが有効である。

実効性ある政策の枠組み

政府は官民のパートナーシップを促進するため、実効性ある政策の枠組みを検討する。その例としては、（ ）コミュニティ単位の生産システム、（ ）クリーンプロダクションを促進している産業や企業に対し賞や認証を与えるなどのインセンティブプログラム、（ ）森林廃棄物管理についてコミュニティと産業との協力、（ ）地域におけるコンポストプロジェクトのためのマルチステークホルダーパートナーシップ（政府、NGO、地域、民間団体、資金援助者）

3 R は、省庁間の効果的な協力を通じ、様々な省庁の政策やプログラムに

において重要な部分として組み入れられる必要がある。

他の実効性ある政策としては、長期的に実施すべきクリーンプロダクションの導入と促進のための国の枠組みにおける税制優遇措置が含まれる。

関係者の強化

3 Rに関する公共部門と市民団体（民間団体、NGO、コミュニティ）の間の複数の関係者の協力は、主に(i)効率的な政策の実施、財政支援及びインセンティブ、(ii) 3 Rの技術及び投資/融資、(iii)普及啓発、教育及びキャパシティビルディングの推進であることが留意された。また、廃棄物処理とリサイクル活動の計画段階におけるインフォーマルセクター（例：ブラジルのウェストピッカー組合）の参画を検討することは重要である。これにより、ウェストピッカーの組合は、インフォーマルセクターにおける健康や安全、汚染にかかる問題を効果的かつ公式に提起することができ、雇用機会が創出される。

このような観点から、マルチステークホルダーの協力を推進するため、以下の活動等が示された。

- (i) キャパシティディベロップメントの推進は関係者の協力の基本
- (ii) 政府による安定かつ実現可能な政策が不可欠
- (iii) 自立的な資金スキームの開発は3 Rの持続性を高める要因のひとつ
- (iv) 中小企業の参加の確保を含む、地方及びコミュニティによるアプローチ
- (v) 多元的ニーズ及び地域のニーズへの対応、多元的な便益の把握、インセンティブの提供、コミュニティ及びビジネス発展への3 Rの統合（例；収益の確保、代替生活手段の提供、その他の環境上の効果）
- (vi) 3 Rイニシアティブを主導する重要な関係者への支援
- (vii) 各国間で、3 Rにおける関係者の連携に関する包括的な事項を共有(先進国と途上国の間の共有を含む)

セッション4：科学技術の推進

科学技術は、3 Rの推進において重要な役割を果たしている。しかし、取組や協力を進める上で多くの課題がある。

コミュニティベースの取組

3 R関連技術の経済性は、特定の国やコミュニティに応じて発展の程度や社会経済条件が異なるため、重要である。農業廃棄物の野外焼却を回避するための技術は重要な技術の一つである。廃棄物の回収料金は、そのサービスの費用を適切に反映する必要があり、家庭の経済状況や支払い意思を反映し

なければならない。“容量に応じた廃棄物料金”の制度はこれまで成功してきているが、EPRなど他の制度と並行した実施が必要である。

情報の共有

3 R 関連技術の情報へのアクセスについて、情報の欠如よりも、多くの技術の選択肢から適切な技術を選ぶことが困難なことに問題がある。このため、適切な検索エンジンを備えた 3 R 関連技術のデータベースは有用であろう。情報ネットワークは、双方向の情報交換の機能を備えておくことも可能である。データベースの目的は情報の提供であって、一方的な基準の適用であってはならないことが留意された。

このようなデータベースを確立するに当たって、小規模の設計チームの設立が指摘された。このチームは、データベースの開発に当たって生じる、実施可能性や必要な費用等に関する課題の解決に取り組むことができる。

上記の議論をふまえ、以下の事項が示された。

- (i) 政府は、技術の開発と適用に係る能力を育成する役割を果たすべき。
- (ii) 技術移転は、その適用可能性と経済性を考慮しながら、段階的に進められるべき。
- (iii) 技術のインパクトを高めるための社会システムを開発する必要がある。
- (iv) ネットワーク拠点（ハブ）や情報クリアリングハウスにより知識のバーチャルな移転を進めるべき。
- (v) 国レベルでの技術移転に関する良好事例は地域及び国際的にも適用可能。
- (vi) パイロットプロジェクト、ビジネス / 技術展示会や専門家会合等といった手段による知識 / 技術の共用を推進すべき。

第 2 分科会：共同議長サマリー

3 R の国際的な推進（3 R に関連した物品・原料・製品の国際的な流通）

セッション 1：総合的な議論

イントロダクションでの一般的な論点

日本の 3 R 推進に当たっての経験では、() 廃棄物の適正処理は、3 R 推進の前提条件となること、() 3 R 推進のための法制度の整備が、廃棄物管理とも関連して、環境汚染のレベルを低減させたこと、() 中央政府、地方政府、事業者、NGO 間の連携が不可欠であったこと、() 3 R の推進や、廃棄物管理に関しては技術開発が鍵となっていること（例：PCB の適正処理シ

ステム) ()不法輸出入防止の取組が必要であること が指摘された。

参加国へのアンケート調査により、3 Rに関連した物品・原料・製品の国際的な流通に関連して、問題が発生していることが明らかとなり、その中で、規制対象物品と非規制対象物品(例:有害廃棄物と非有害廃棄物)を区別することが困難であるとの問題が指摘された。また、再生可能な資源の越境移動には、プラス・マイナス双方の効果があり、プラスの効果を最大限に発揮させ、マイナスの効果を最小限に止めるための参加国による様々な取組がある中で、認証システムや貿易障壁の低減が例として挙げられる。

議論における主な論点

いくつかの途上国から、再製造/修復/再利用製品について、これらの製品は使用後に廃棄物として処分されねばならず、多くの途上国は、環境上適正な処理によりこれを行うための能力・設備が限られているとの強い主張があった。輸入規制に際しては、認証システム(licensing system)が有効であり、取組の一要素と考えられる。国内での3 R推進の取組は、必要な資源の確保にも資する。

リサイクル産業の振興は、先進国、途上国の双方にとって、経済発展や雇用創出の観点から重要と考えられる。

3 Rイニシアティブは、既に発生した廃棄物のみには集中するのではなく、よりクリーンな生産活動を推進していくことを通じ、エネルギーや天然資源の消費の削減も視野に入れて推進すべきであることが留意された。3 Rの推進には、国際的な協力が必要であり、途上国は、他の国々、特に先進国の経験から学ぶことが可能である。

再製造/修復/再利用製品の貿易は、途上国において、不要な廃棄物を投棄するための偽装として使われる場合があるのではないかと懸念が示された。

いくつかの国は、廃棄物と再製造品、中古品は異なるものであり、区別されるべきと強調した。再製造は重要な産業であり、性能保証された製品を供給するものであるが、こうした再製造製品や中古品について、貿易障壁があるとの指摘が参加者よりなされた。また、再製造製品について、国際的な定義がなされていないとの指摘もなされた。

セッション2:国際協力

政策とルール

複数の参加者は、3 Rの推進は単一の問題としてとらえるべきではないことを述べた。3 Rは、生産プロセスや天然資源管理、製品政策、廃棄物管理等、より広範囲な政策との関係も考慮すべきである。また、持続的な生産と消費(sustainable production and consumption)との関連付けも重要であ

り、3 Rは持続可能な消費及び生産のタスクフォースと緊密に関連付けられるべき旨強調した国があった。また、拡大生産者責任（EPR）との関連付けもなされるべきとの意見があった。

議論された製品の貿易障壁の性格について、疑問が提起された。国際社会において合意されている有害廃棄物の越境移動のルール（例：バーゼル条約）がある。さらに、再生可能な製品の越境移動を規制する追加的なルールが必要であるとの主張がある一方で、こうした規制を非効率的であるとの主張や、義務的な規制については、各国に委ねられるべきであるとの主張もあった。短期的には、技術的、実践的なガイドラインの整備が適切であり、これにより関係国において、実践的な経験が蓄積されるとともに潜在的な課題が明確になるとの指摘があった。

廃棄物の定義や、資源の内容の重要性について指摘がなされた。

これに関して、EUは廃棄物を経済的価値よりも環境リスクに基づき定義するプロセスを開発しつつある。加えて、インドネシアから、全ての廃棄物について、有害性を検査する必要性について言及があった。

情報と技術

国際的に3 Rを推進していくためには、情報の共有が最も有益なアプローチの一つである。廃棄物及び3 Rに関連した物品・原料の国際的な流通の影響を理解するに当たってライフサイクルアセスメント（LCA）が有益となりうる。いくつかの製品については、その環境影響の大半を決定する、製品のデザインや生産プロセスが重要であるとの指摘があった。

適切な環境評価を実施していくため、貿易やリサイクル物品に係るデータ及び情報の充実が必要であることが参加者により強調された。

合法、違法の双方の廃棄物の移動について、一層の情報の必要性が強調された。製造から処分までの物質フロー全体の把握や、途上国で実際に起こっている環境問題の明確化のためには、一層の国際的な研究が必要である。こうした研究の成果は、政策担当者に警告を發し、適切な行動に結び付くであろう。また、OECDは、物質フローや資源生産性について知識の基盤を構築する作業を行っており、3 R関連製品の貿易への影響についての研究も行い得るとの意見があった。

中古品及び再製造品が途上国には存在しており、これらの環境影響に関する情報について生産者によって伝えられるべきであることに留意された。この点では、産業間と同様に政府間での対話も奨励されるべきである。

複数の参加国から、ほとんどの技術移転はコストと関連することが指摘され、この課題にいかに対応するかが極めて重要である。3 R関連技術は、非常に優れているが高価すぎるものがあり、このような技術は途上国には適切ではないかもしれない。途上国の現実に適合した技術がより推進されるべき

である。また、途上国の財政的な必要性を満たすメカニズムが強化される必要がある。

複数の国から、民間企業が技術移転の主要な推進力となることが強調された。産業相互間の技術移転は重要であり、産業界の取組はより推奨されるべきである。しかし、いくつかの途上国では、ビジネス環境が民間企業の必要な投資に貢献していないとの意見があった。

多くの国から、途上国が有害廃棄物が否かを判別していくのを補助するためにデータベースを整備していくことが有益であり、こうしたデータベースを共有すべきであるとの言及があった。この点で、より詳細な廃棄物特性の把握がなされるべきであり、加工技術、コスト、環境影響評価に関する情報が提供されるべきである。また、先進国における加工・処理技術は高度な技術でコスト高となる傾向があり、途上国にとっては適当でないかもしれない点が指摘された。

キャパシティビルディング（能力向上）

多くの途上国では、3Rを推進するために特定のキャパシティ（能力）が求められていることが留意された。これに関して、全ての3Rに従事することにより、能力の育成がなされる。再生利用可能な資源を含む廃棄物の国際流通の禁止は、能力の移転の妨げになる可能性があるとの指摘がなされた。一方で、いくつかの途上国では、ライセンス制度のような予防手段とともに、廃棄物や再生可能物質の適切な処理能力を有しているところもあることに留意されるべきである。

廃棄物の国際的な取引は南北間に限定されていないが、先進国と途上国間の取引量が増加しているとの指摘があった。このため、途上国の適切な能力形成が同様に発展されなければならないとの指摘がなされた。

実践的な教訓を蓄積するためには、二国間協力が効果的と考えられる。先進国から途上国への技術及び能力の移転に関して様々な取組が実施されてきた。また、FTAのような貿易協定は、このような二国間協力に関する貴重な機会を提供し得る。

いくつかの国は、地域協力が廃棄物の適正処理のために必要であることを強調した。小島嶼国は、増加する廃棄物の発生に対応する能力を有していない。いくつかの先進的な技術は先進国においてのみ利用可能であり、地方の条件に即して適用されるべきである。また、このような場合、先進国は廃棄物の適切な管理のため、途上国を支援すべきである。これは、先進国への輸出の場合を含みうる。

セッション 3 : 関係者間の協力

政府間の協働

廃棄物貿易に関する税関の認識を高めるために、環境 / 健康当局と税関とのより強力な調和及び対話の必要性が明らかになった。

また、特に実際の有害廃棄物の越境移動の監視や不法移動の防止のため、税関及び港湾当局との日常的なコミュニケーションの必要性も指摘された。

有害な物質及び物品の特定ができるよう、特に途上国の税関職員のトレーニングの必要性が強調された。これに関連し、UNESCAP はアジア太平洋地域のいくつかの途上国において環境部局だけでなく税関の職員の国別 / 準地域別のトレーニングプログラムを加盟国の要請に基づいて開始した。バーゼル条約事務局は、他の環境関連協定や世界税関機構 (WCO)、国際刑事警察機構 (INTERPOL) と連携して、税関・執行職員の訓練のために地域間、国別の一連のワークショップを実施してきており、違法な流通を管理していくためのマニュアルを作成してきた。UNEP は、多国間の環境条約や WCO、INTERPOL を含めた関係機関に、グリーン税関プログラムについて周知した。

いくつかの参加国から、北米及び EU において税関の地域ネットワーク (北米環境協力連盟、IMPEL-EU ネットワーク) が既に設置されていることが指摘された。北米のネットワークは、地域内の有害廃棄物の移動に関する監視の面で非常に有効であり、得られた経験と教訓は他の地域と共有できる。同様のネットワークがアジアでも開始されていることが報告された。

関係者の参画

NGO は 3 R の推進、特に、市民の意識向上に関して重要な役割を果たしうる。このため、NGO が適切な貢献を行えるよう、国際的な及び地域的な政策対話や 3 R に関連する将来の会合に一層参加すべきであるとの意見があった。

産業界は、3 R 推進のための重要なパートナーとなりうる。産業界の代表を将来の 3 R 会合に参画させるべきとの提案がなされた。情報及び経験の交換は国内及び国際的に関係企業間で促進されるべきである。また、多国間の協力は 3 R の効果的な普及に資するとともに、成功事例や技術・知識の移転を生み出すものとなりうるとの言及がなされた。加えて、いくつかの参加国から、産業界は、市場において 3 R 関連製品・技術の推進や、バーゼル条約事務局の下で進められている携帯電話パートナーシップ・イニシアティブ等進行中の官民パートナーシップへの参加が奨励されるべきであるとの指摘がなされた。

セッション4：科学技術

特に途上国にとっては、3 R 関連技術の推進のためには、国際協力が不可欠であるとの指摘がなされた。また、開発支援の重要な役割が指摘された。さらに、各国や国際機関、企業が連携して、相乗効果を挙げていくべきである。また、研究者や専門家による国際的なネットワーク構築の必要性が指摘された。

3 R 推進のための多くの利用可能な技術が既に存在している中で、途上国の現状では、こうした技術が必ずしも利用可能ではないとの主張がなされた。いくつかの事例では、こうした現場の状況を反映せずに技術移転がなされ、結果として状況が悪化したとの指摘がなされた。一方で、現地の、地方に根ざした取組は有効である場合が多く、こうした技術をより活用すべきとの主張があった。

3 R の推進のためには、エコタウンやエコ産業パークのように、複数の産業が連携して他の産業から排出された廃棄物を活用していく取組が重要であるとの指摘がいくつかの参加者からなされた。また、こうした取組は、地方、国、地域と様々なレベルで考慮されるべきであり、製造業者、消費者の双方にとって、処理コストや環境負荷を低減していく効果があるとの指摘がなされた。

いくつかの国は、個別の技術について、その費用対効果を評価していくことが重要であることを指摘した。また、この点は、財政的な基盤が限られている途上国にとって特に重要であり、UNEP は、適正な技術が選択されるよう、これを補助する、持続可能性評価ツールを開発している。米国は、OECD のビジネス環境委員会に持続可能な製造の経済的な利益を研究し、産業界が持続可能な生産を達成するための指標システムを開発する正式な提案を行った。

いくつかの途上国において、より財政的な支援を得ていくため、CDM や EU の排出量取引スキーム等の活用が廃棄物処理に関連したプロジェクト、特に埋立地からのガス回収を支援するために重要であるとの指摘がなされた。

再生可能な資源の越境移動やその市場、処理・リサイクル技術に関する情報を収集・分析するための国際拠点を確立していくことが重要であるとの提案がなされた。この点については、バーゼル条約事務局が、中国やインドネシアにおいて有害廃棄物の情報拠点として、一定の機能を果たしている。

3 Rの実施のための更なるステップ

8. 高級事務レベル会合は、3 R推進のための情報や経験の交換を促進し、各国が適切な対策を講じ環境上適正な管理を行うための推進力となった。各国の代表はこのプロセスの継続を支持し、2006 年秋にも開催するアジア地域での会合の運営も含め地域大での取組を進めていくという日本の提案を歓迎した。また、こうした地域大の取組は他の国にとっても開かれたものであるべきである。UNEP、ADB、UNCRD、ESCAP、バーゼル条約事務局、OECDといった国際機関は、日本の提案と協同で3 Rを進めていく活動を発表した。これらの活動には、準地域における政策対話の実施や、3 Rに関する情報拠点（knowledge hub）の設立、アジアの国が3 Rに関する戦略を策定する際の支援が含まれる。また、OECDの提案による国際セミナーもまた含まれる。
9. 3 Rは廃棄物の環境上適正な処理と統合されることが指摘された。また、循環経済、健全な物質循環経済、クリーンプロダクションと技術、マテリアルフローと資源生産性、持続可能な物質管理、ゼロ廃棄物経済、廃棄物管理ヒエラルキー、製品設計、ライフサイクルアセスメント、持続可能な生産と消費モデル、拡大生産者責任、グリーン成長（green growth）、グリーン調達、有害廃棄物の越境移動に関する既存のルールを考慮した貿易上の障壁克服と一体的に進めることも重要とされた。地域レベルで各国が共通点を有することや、3 Rに関する今後の作業が、十分に設計された形により価値あるものとなることが強調された。参加者は地域大での協力は今後更なる努力が必要な分野の一つであることが強調された。
10. ロシアは、2006 年 7 月にサンクトペテルブルグで開催される G8 サミットにおいて、サミットで検討される議題に関連して3 Rイニシアティブを議論する意向である。ドイツは、2007 年に G8 議長国となることから3 Rイニシアティブをどのように推進できるかについて検討すると述べた。日本は、G8 議長国となる 2008 年を目指して3 Rイニシアティブを引き続きリードしていくことを表明した。

附属書

背景

2004年6月に米国ジョージア州シーアイランドで開催されたG8サミットにおいて、小泉純一郎首相が3Rイニシアティブを提案し、G8行動計画の一部として「持続可能な開発のための科学技術：3R行動計画と実施のための進展」が採択された。

3Rの活動をグローバルに普及させることを目的として、G8シーアイランドサミットで採択された3Rイニシアティブを正式に進めるために、2005年4月に3Rイニシアティブ閣僚会合が東京で開催された。閣僚会合では、日本より、2006年春までに閣僚会合のフォローアップとして東京で高級事務レベル会合を開催することが提案され、歓迎された。

今回の高級事務レベル会合は、参加国の先進的な取組に関する知見の共有化、参加国・機関の間での活動の将来的な方向性についての認識を共有し、3Rに関連した物品や原料、製品の越境移動について検討することを目的に開催されたものである。

参加国・機関の発表の概要

ブラジル

3Rを含めた国家廃棄物政策の法案が、現在議会で審議されている。広い国土、多くの人口と様々な産業界を抱えるブラジルでは、環境管理は複雑な政治的問題である。衛生的な埋立地に処分されているのは廃棄物のわずか40%である。主要な課題として、(1)違法な廃棄物の移動の防止、(2)輸入廃棄物を含む都市/産業廃棄物の削減、(3)廃棄物の分別・回収システムの能力向上、(4)製品や廃棄物の再使用及びリサイクルシステムの構築、(5)環境に配慮した廃棄物の最終処分の確保 の5つが挙げられる。

カナダ

廃棄物処理のガバナンスは政府の全レベルでの責任分担が特徴である。最近の3Rに関連するイニシアティブは、(1)越境移動、(2)最新のEPRインベントリー、(3)資源の有効利用のためのマルチステークホルダーの対話と強力なパートナーシップ、(4)ライフサイクルアプローチと最新技術を取り入れた持続可能な社会の推進、(5)一般市民への情報提供と参加 に焦点を当てている。3Rに関連するイニシアティブは競争力向上と繁栄、自然環境の適切な保護という幅広い国家目標に組み込まれている。

中国

今世紀初めから、クリーナープロダクションと廃棄物処理にかかる法整備とともに、循環経済の発展のため、市場化の推進と法規制、国民参加を融合させた政策を推進してきた。クリーナープロダクションを対象とした産業レベルでのパイロットプロジェクトや産業デモパーク（industrial demo-parks）のような地域レベルでの取組、循環経済のモデル省・市の建設を通じた社会レベルでの取組において進展があった。学術研究や経験の共有、国際協力が活発に行われており、特に資源の活用や廃棄物の再使用、パイロット的エコロジカル産業パークの建設、技術の共有、国民の意識向上に重点を置いている。

欧州委員会

3 R に関しては、EU は、(1)資源の持続可能な利用、(2)廃棄物の発生抑制、(3)リサイクル、(4)エコデザイン、(5)エコイノベーションに係る各国政府のための枠組みを策定した。欧州委員会は UNEP と共に天然資源の持続可能な利用に係る国際パネルの設置を計画しており、また、エネルギー利用設備のエコデザインの枠組の下で 14 の製品が具体化されている。EU では、国により幅があるが 15～70%のグリーン購入を達成しており、一般廃棄物のリサイクル率は近年 2 倍に上昇した。様々な手段と確固とした目的を持った政策及び法的枠組みの組み合わせが成功の鍵である。EU は今後も、他の 3 R 政策はもちろん、有害化学物質の段階的廃止とライフサイクルアセスメントを促進する。

フランス

フランスは、EU 共通の政策の他に、主に EPR のスキームに基づいた廃棄物防止策を作り上げてきた。廃棄物抑制国家計画(National Plan for Waste Prevention)が 2004 年 2 月に承認された。この計画に関連して、国民に実施可能な事例を示すため、日常のシンプルな行動に着目したキャンペーンが開催された。また、PEEL (product expected effective lifetime) イニシアティブも重要な情報源として進められてきており、消費者の 90%がこの情報に関心を持っているという調査結果がある。さらに、レジ袋を 2006 年までに 2003 年レベルから 50%削減するキャンペーンを実施中であり、2005 年で既に目標を達成した。また、広告者に対し紙の回収と再生に係る費用負担を義務づけることで、余計な広告配布を合理化するなどの活動も行われている。

ドイツ

3 R 政策にはすでに 20 年の歴史がある。排出源での分別と EPR が廃棄物政策のポイントである。未処理廃棄物の埋立は 2005 年 6 月に禁止された。また、廃棄物処理政策は、2020 年までに温室効果ガス排出量を 1990 年から 40%削減するという目標とともに、気候変動に関連する課題とも密接に関連している。持続

可能な物質管理に加え、マテリアルとエネルギー回収に力点を置いており、生物・有機系廃棄物、廃バッテリー、金属、プラスチックなどの回収に確実な効果を上げてきた。発生抑制と回収により、2020年には埋立ゼロとすることが3Rの目標である。

インド

開発と環境の目標間の対立を解決すべく、政策や戦略が策定されている。1992年より、環境配慮はすべての意志決定に取り込まれており、3Rのコンセプトを盛り込んだ2005年国家環境政策案を検討中である。主な戦略や取組として、(1)ステークホルダーが法律で定められた以上の行動に参画する企業の環境保護責任憲章 (the Charter on Corporate Responsibility for Environmental Protection) や、(2)環境上適正に処理できる者のみが再生可能廃棄物を扱うこととするための登録制度、(3)クリーナーテクノロジーの推進や廃棄物最小化サークルコンセプトなどがある。3Rイニシアティブの成功のためには技術と情報の共有などが鍵である。

インドネシア

廃棄物に関する主な課題は、意識、予算、コンプライアンスや中小零細企業の廃棄物処理施設へのアクセスのいずれもが不足していることである。関係者の調整や協同、効率的・効果的な対策のためには一貫した国家戦略が不可欠である。3Rの実施にあたり、(1)3Rを盛り込んだ法律や政策の導入、(2)数値目標の設定、(3)インセンティブメカニズム、(4)国民参加、(5)地方公共団体やコミュニティーにおけるキャパシティビルディング、(6)3Rの進展度合いの把握、(7)R&Dの強化、(8)環境ガバナンスの促進 が鍵である。

イタリア

1995年以降2001年まで、廃棄物の発生量はGDPとともに増加傾向にある。2002年から2003年にかけてGDPと廃棄物発生量のデカップリングがあったが、2004年はまたもとに戻ってしまった。それでも、地域差はあるが分別は促進されている(各地域の政策とEUファンドによる)。ガラス、紙、金属、アルミニウム、木、プラスチックについてのEUの2002年の容器包装リサイクル管理目標を達成し、2008年目標も達成に近づいている。包装関連企業との連携が3Rと製造者責任のベストプラクティスを示している。グリーン調達に重点を置き、全ての行政機関に再生素材で作られた物品購入を全体の購入量の30%以上とすることを義務づけている。組織能力の向上にも注意を払っている。例えば、廃棄物担当部局の能力向上が必要な部門における廃棄物監視制度の変更がある。また、廃棄物や再生製品の越境移動に係る体系的な情報提供方法の改善、廃棄物の価格や市場をモニタリングする国際機関、物質移動・資源生産性・持続可能な物

質管理に係る OECD との協力、気候変動問題に寄与する 3 R 戦略の報告などが提案されている。

日本

過去 10 年来、廃棄物処理とリサイクルにかかる政策を再構築し、循環型社会の形成を推進するための新しい法律を導入した。リサイクル率の大幅上昇と最終処分量やダイオキシン排出量の減少を達成してきた。昨年に関係閣僚会合以来、3 R 促進のために自治体への交付金制度の創設、容器包装リサイクル法の改正作業、多様な関係者が参画する 3 R フォーラムの立ち上げ等のイニシアティブを実施してきた。国際協力には、キャパシティビルディングや途上国との研究・技術協力などが含まれる。日本は 2006 年の秋にもアジアの 3 R 国際会議を主催し、またこれまでの日本の経験などについて発信していく予定である。

マレーシア

有害物質対策のための法的枠組みやプログラムは連邦政府が制定し、地方公共団体は生活廃棄物対策を定める。2000 年には、国民にリサイクルを習慣づけるための「国家リサイクルプログラム 2000」が立ち上げられた。現在まとめられている「廃棄物処理国家戦略プラン 2005」ではプログラムにおけるコスト回収計画が示される予定。このプランには法的・制度的枠組みが含まれ、現在最終的なとりまとめの段階である。廃棄物最少化は優先課題の一つである。これに対する戦略の三つの柱が普及啓発、パートナーシップの強化、制度の構築である。

メキシコ

2004 年に成立した 3 R に関する基本法が 2006 年に施行された。昨年来実施された活動として、(1)学校や NGO、国際援助機関を巻き込み 3 R に対する社会の意識を高めるための「クリーニングメキシコ改革プログラム」、(2)廃油を適正処理する管理プラン、(3)セメント製造コストが削減され世界の市場におけるシェア向上に資するように有害廃棄物をセメントキルンで処理し利用すること、(4)PET を繊維とプラスチック製の擬木にリサイクルすること、(5)製錬所から発生するばいじんの再生により雇用を創出しつつ有益な副産物を産むことが進められている。

フィリピン

廃棄物処理は重要課題とされ、対象は首都マニラから国全体に広がっている。「エコロジカル廃棄物処理法」(The Ecological Solid Waste Management Act) は、(1)2006 年までにリサイクル率 25%以上としその後さらに促進すること、(2)排出時の分別回収、(3)原料回収施設の設置、(4)エコラベル、(5)グリーン

購入などの活動を規定している。また、「毒性・有害・放射性廃棄物規制法」(The Toxic, Hazardous, and Nuclear Waste Control Act)は、バーゼル条約の下で有害廃棄物の適正な処理を促進している。リサイクル率は首都マニラで1997年以來25%に達し、それ以外の地域でも上昇している。3Rの実施にかかる課題は、輸送費を含めたりサイクルにかかるコスト、e-waste等廃棄物の不法輸入との戦いの難しさ、市場や情報等が不十分であることである。

韓国

天然資源の有効利用は持続可能な発展の鍵であると認識している。循環型社会を構築するために、(1)廃棄物の発生抑制と3Rの意識を高めた廃棄物の体積ベースの収集、(2)2003年から実施されている製品回収とリサイクルの義務的目標を掲げたEPR、(3)建設廃棄物のリサイクル推進規制、(4)政策に加えNGOのキャンペーンによる食品廃棄物の削減、(5)環境に優しい製品の政府調達、(6)官民の協力により実施される3Rにかかる自主協定、(7)環境産業による経済発展の押し上げを推進している。

ロシア

3Rイニシアティブを強く支持する。廃棄物量は年々増加しており、その最少化は重要である。廃棄物処理においては、鉱物の抽出、不要となった軍の装備、農業系廃棄物が主要課題である。総合的廃棄物処理の実施が始まり、廃兵器やバイオマス廃棄物の有効利用、廃棄物の焼却処理、エネルギー回収に成果を上げてきた。国際協力は地球温暖化等の環境保護にも貢献する。3RはG8においても重要な要素であり、エネルギー効率の向上に寄与する。

シンガポール

経済成長と人口増加により、廃棄物量が急増している。目標は埋立ゼロ・廃棄物ゼロであり、その戦略は、焼却による体積減少、産業と地域でのリサイクルの推進、埋立廃棄物の削減、及び再使用可能なバッグの促進によるプラスチックバッグの使用抑制や容器包装にかかる合意の導入による廃棄物最小化などが含まれる。シンガポールでは、2012年に向けた明確な目標を設定している。

南アフリカ

廃棄物処理法案を現在検討中である。政府はこれまで、(1)産業界とのパートナーシップによる自主的EPRの推奨、(2)国家リサイクルフォーラムの設立、(3)国家戦略としてのクリーンプロダクションの促進、(4)産業廃棄物の排出者とリサイクラーの間の交換制度の拡大、(5)より適切で実用的かつ制度的に整理された総合的廃棄物処理の推進等、様々な3R関連施策を推進してきた。3Rの実施において、地方公共団体におけるキャパシティ、既に実施された3Rイニ

シアティブの効果を評価する能力の欠如が当面の課題である。

タイ

ほとんどの廃棄物は衛生的な埋立か投棄あるいは焼却がされている。3 R イニシアティブの実施のため、いくつかの法令の他に総合的廃棄物処理計画を策定した。3 R は産業界や NGO、市民団体の間で大いに前進し、国際協力では日本やドイツ、国連機関との間で技術協力プログラムが進んでいる。タイには、使用済み製品の回収制度、廃棄物交換プログラムやグリーン購入ネットワークなどのグッドプラクティスがある。3 R イニシアティブにより廃棄物のリサイクル率は上昇し、最終処分量は減少している。3 R の成功には、明確な政策と目標の設定、法的枠組み、関係者間の強力、研究や技術の促進、国際協力が鍵である。

英国

英国は、エコプロダクツに係る様々な国際的イニシアティブに積極的に協力しており、国際的な持続可能な製品タスクフォース (the International Sustainable Products Taskforce) の事務局を担っている。生活関連及び非生活関連の廃棄物対策と持続可能な生産と消費問題とを統合すべく 2000 年に策定された廃棄物戦略の見直しを行っている。政府は各地方公共団体に対し、家庭系廃棄物のコンポスト化とリサイクルに係る法的拘束力のある実施基準の設定、生分解性廃棄物の埋立量に制限を設ける埋立量取引スキーム (LATS : landfill allowance trading scheme) 制度の導入、再生可能物の市場を促進する独立機関 (WRAP : Waste Resources Action Programme) の設立等を実施した。産業廃棄物については、埋立税や国家産業共生プログラム (National Industrial Symbiosis Program) を実施してきた。再生可能物の越境移動については、産業部門から排出されるプラスチックや紙、e-waste の増加が著しく、英国独自で又は EU 各国と協力して不正な廃棄物の移動規制に取り組んでいる。

米国

2005 年の 3 R イニシアティブ関係閣僚会合に関連し、(1)再生品の貿易障壁の排除、(2)地方公共団体・州・連邦政府でのリサイクルプログラム、(3)再生可能なクリーンエネルギー技術、及び(4)産業・NGO・国際機関との協力などを推進してきた。米国は 3 R に関する国民の意識向上を進めている。また、米国の産業界は 3 R により経済的な利益を享受している。米国は、クリーンディベロップメントのためのアジア太平洋パートナーシップなどを通じ、クリーンで高効率な技術を支援し、このような技術を含む全ての 3 R 製品の自由貿易を支持する。3 R イニシアティブへの取組事例としては、リサイクルの促進のための行動計画、特定の廃棄物の流れに着目した産業界とのパートナーシップ、国

民への普及啓発、及び公的部門におけるグリーン調達が挙げられる。

ベトナム

3 R 促進のための様々な政策や手段を導入してきた。2005 年の環境保護法では、(1)スクラップ物質の輸入、(2)特惠関税を含む経済的手段、(3)技術移転、(4)環境産業の促進などが盛り込まれている。「国家環境保護戦略」では、2010 年と 2020 年の目標が設定されており、クリーナーテクノロジーの導入やキャパシティデベロップメントなど様々なものが含まれている。主な国際協力プログラムはハノイ市 3 R イニシアティブである。これは JICA の援助プログラムであり、(1)廃棄物の分別、(2)“もったいない”イニシアティブ、(3)“市の持続可能なりサイクル戦略 (City Sustainable Recycling Strategy)”の策定を推進するものである。また、UNCRD、IGES/環境省、ADB の協力の下、天然資源環境省は 3 R 国家戦略を策定中である。

アラブ連盟 (LAS)

アラブ連盟は 3 R イニシアティブの国レベルでの実施を推奨しており、アラブ各国に対し、資源の合理的な利用を通じた廃棄物の最小化、クリーンプロダクションと適正な廃棄物処理の促進、技術移転及びキャパシティビルディングによる経済的利益の確保を求めている。また、研修ワークショップの開催及び環境管理システムや影響評価等のマニュアルの整備などを共同で実施することによりアラブの能力増進に努めている。どのような国際的な取組についてもその前提条件として再生可能物 (recyclables) や再生製品 (remanufactured goods) の定義を共通に理解することがきわめて重要である。健康や環境、経済への悪影響の可能性を考慮し、3 R 会議では手続きや意志決定を透明化しかつ参加型とする方策について議論すべきであり、さらに多国籍企業の広い法的責任について理解を深めるべきである。

OECD

資源利用に係る経済効率と環境影響や、関連する貿易や供給に係る安全保障問題を考慮し、3 R を持続可能な資源利用と資源生産性という広いコンテクストに位置づけている。3 R を推進するには、(1)マテリアルフローと資源生産性に係る情報・知識基盤の確立、及び(2)持続可能な物質管理を考慮した政策分析・評価の二つの流れが鍵である。(1)はマテリアルフロー分析や国際的な政策形成に用いられる会計や指標を作成し実施することによって、(2)は OECD の廃棄物政策 (越境移動、廃棄物排出抑制、拡大生産者責任、廃棄物の適正処理) や経済分析、環境パフォーマンスレビューなどの経験の上に立脚しうる。また、OECD は、既に 2005 年 4 月の閣僚会合において提案したように、国際セミナーや会議を開催することにより 3 R イニシアティブをさらに支援することが可能で

ある。

UNEP

3 Rのコンセプトをライフサイクルアプローチに基づく経済の構築のための全体的な観点から捉えている。UNEPはWSSD、持続可能な消費・生産に関する10ヵ年枠組、キャパシティビルディングと技術支援に関するバリ戦略計画等における主要文書からマンドートを導き出し、これらを実行するため、持続可能な消費・生産に関する3 R関連課題の実施メカニズムとしての3 Rプラットフォームを立ち上げた。プラットフォームの戦略的要素は、ガバナンス、教育、意識構築、キャパシティビルディング、技術支援、資金援助へのアクセスである。今後も3 Rと関連課題についてマンドートを強化しつつ、継続的に取り組んでいく。

バーゼル条約事務局

廃棄物処理に係る選択肢は、(1)発生抑制・回避・最少化、(2)再使用、(3)再生・回収、(4)最終処分 の優先順位で考慮すべきである。3 Rイニシアティブの推進においては、最終処分だけでなく上流側における適切な行動が必要である。不適正な廃棄物処理は人の健康と環境に有害であることから、環境上適切な廃棄物処理は全ての廃棄物に適用されるべきである。バーゼル条約は廃棄物の適正な処理を(1)国レベル、すなわちリサイクルの市場の環境面での実績が規制と自主的な措置により改善されること、(2)地域レベル、すなわち有害廃棄物の移動を予測可能で透明かつ追跡可能なものとする、(3)国際レベル、すなわちバーゼル条約がリサイクル資源の環境保全上適正な貿易についてテラメイドのガイドライン策定のための官民協力を推進すること の3レベルにおいて促進している。これらの3レベル間での協力は、E-waste、PCB、残留農薬、廃油、医療系廃棄物、鉛バッテリーの環境上適切な処理等を含む戦略的計画の重点エリアに集約されている。有害廃棄物とそうでないものの区別、使用済み製品と廃棄物の区別、製品が廃棄物となる時点の判断が難しい課題である。

ADB

3 Rに関連するプロジェクトや投資活動分野として、(1)都市環境戦略の一部としての都市廃棄物や産業廃棄物の管理、(2)クリーナープロダクションや汚染防止、(3)水道・下水道に関する取組、(4)エネルギー効率の向上とクリーンエネルギーの導入、(5)廃棄物の埋立と関連するCDM、(6)共通の課題に関する地域間協力(アジア太平洋地域の3 Rの推進等)、(7)利用可能な技術の同定やキャパシティビルディングの需要の把握・情報共有のためのナレッジハブ(Knowledge hubs)の構築などがある。3 Rは地域において良いビジネスチャンスをも供給しうる。

UNCRD

3 R イニシアティブ関係閣僚会合の提言や南・東南アジアを対象とした UNCRD のニーズ評価ミッションの結果に基づき、発展途上国において 3 R の推進に必要な能力を開発するために現実のニーズに対応してきている。例えば、(1)ベトナムやインドネシアでの 3 R 国内戦略の策定、(2)バングラデシュでのパイロット事業、(3) 3 R 関連研修が挙げられる。また、UNCRD は、3 R 関連活動の推進のために中国 SEPA との対話等を行ってきている。UNCRD の 3 R 推進基本戦略は、関係国の実際の需要に応え、経済・環境・資源管理の側面での利点を考慮し、明確なアウトプットを出すためのものである。また、地域開発を担う機関として、MDGs の達成に併せた 3 R 活動を推進するとともに、アジアにおける幅広い活動のための国際的な連携・協力を促進している。

UNESCAP

アジア太平洋地域において環境の持続可能性を損なうことなく経済成長を追求するためには "Green Growth" が重要なアプローチである。Green Growth と 3 R は、どちらも経済発展の環境効率と社会の成長パターンを改善することに焦点を置くものであり、相互に関連し、強化しあうものである。クリーンな環境のための北九州イニシアティブは、都市環境の目に見える改善を目的として UNESCAP が 2000 年から進めているものであり、廃棄物管理と 3 R 関連の地域でのデモンストレーション活動の形成と実施に有用である。

APFED

アジア各国では、3 R に関連する取組として、基本法や行動計画、マスタープラン、市場原理に基づいた対策、組織能力の向上、主体間の共働、自主的活動、連携の構築、情報を活用した施策等大きな進展が見られる。国際機関においても、3 R を実行するための多くの活動やイニシアティブが進められてきている。今後進めるべき手法として、ライフサイクルを考慮した包括的な手法、具体的な数値目標の設定、更なる組織の能力開発、経済的手法の効果的活用、地域のガイドライン作成や市場の創設を含めた国際協力の推進を提言する。